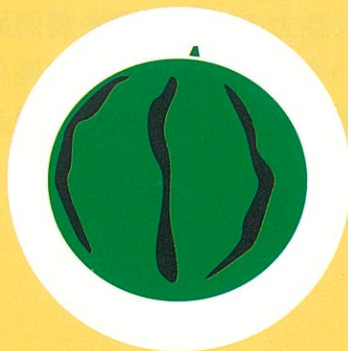
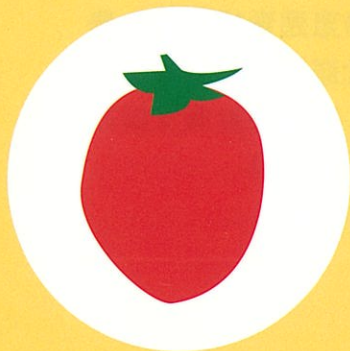
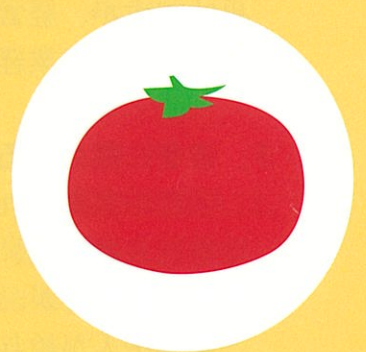


概要版

農業法人の設立マニュアル

群馬県担い手育成総合支援協議会



I 農業経営の法人化を進めよう

1. 農業を取り巻く状況

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少、高齢化の進行、農産物価格の低迷、耕作放棄地の発生など、多くの課題が山積しています。

その一方で、規模拡大による生産の効率化、加工などによる商品の付加価値化、独自の販売ルートの確保などに取り組み、農業経営の確立・発展をしている農業者も着実に増えてきています。県内の販売農家の状況をみると、経営規模の大きな販売農家が増え、販売金額1,000万円以上の販売農家の割合も増えている状況です。

国においては、米政策の見直し、農地中間管理機構の創設、6次産業化の推進など農業の構造改革に取り組み、競争力があり、経営基盤が安定した農業経営体の確保・育成を推進しようとしています。

このような状況も踏まえ、これからの農業者については、農業者が持ち続けてきた価値観や生き方にとどまることなく、異業種で取り組み続けている経営努力を農業へ持ち込み、「生産者」から「経営者」になることが求められています。

2. 「生業」から「経営」へ

これまでの一般的な農業のイメージは「農家」という枠のなかで、「家計」と「経営」が混在し、後継者が入っても「手伝い」というような位置付けで、やる気を引き出しづらい環境でした。

これらを打開するために、家族経営協定の締結や青色申告による専従者給与なども効果的ですが、経営における各構成員の役割と立場を明確にした経営を実現するための手段として、農業経営の法人化は大きな役割を果たします。

3. 若者に魅力ある農業経営

若者の農業離れと農村の高齢化は、単に農業の衰退だけでなく、過疎化の進展や農村地域社会の崩壊、国土保全の上からも深刻な問題となっています。若者の目を農業に向けさせることが、大きな課題です。

農業法人が給与制、労働時間、休暇といった就業環境を整備し、働きやすい環境整備をすることや、先進的な経営に取り組み、収益力の高い農業を展開することにより、農業が魅力ある産業として若者に認知されていくことは、農村の活性化につながります。

実際、農業法人は、研修生・新規就農者希望者を受け入れるなど、若者の就農支援にも取り組んでいます。

4. 法人化のメリット

(1) 経営上のメリット

ア 経営管理能力の向上

経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革につながるとともに、家計と経営が分離され、経営管理が徹底（ドンブリ勘定からの脱却）されます。

イ 対外信用力の向上

財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先からの信用が増します。

ウ 経営発展の可能性の拡大

幅広い人材（従業員）の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が広がり、経営の発展が期待できます。

エ 農業従事者の福利厚生面の充実

社会保険、労働保険の適用による従事者の福利の増進が図られ、労働時間等の就業規則の整備、給与制の実施等による就業条件が明確になります。

オ 経営継承の円滑化

農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な人材を法人経営の継承者として確保することが可能となります。

(2) 地域農業としてのメリット

ア 新規就農の受け皿

就農希望者が、就農支援を行う農業法人に就職等することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得することができます。

(3) 制度面でのメリット

ア 税制

- ・法人では、役員報酬は損金算入が可能であり、その役員報酬を受け取った個人は、所得税において給与所得控除の対象となることから、節税効果が期待されます。
- ・個人の青色申告の場合、純損失の繰越控除は3年間ですが、法人の繰越欠損金は9年間繰り越しすることができます。

イ 融資限度額の拡大

- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資限度額
個人：3億円
法人：10億円

5. 法人化により想定される負担

法人化することで、メリットとしてあげた経営管理能力や対外信用力の向上などを図るために経営者としての責任が求められるとともに、事務処理等の煩雑さ、金銭面での負担等が生じますので、負担についても考えておく必要があります。

(1) 税制

利益が少ない場合や法人が構成員から農地を取得した場合など、税負担が増加することがあります。

例) 個人経営では所得がない場合、所得税等の負担はありませんが、法人の場合は、利益がなくても、法人県民税・法人市町村民税の均等割の負担が生じます。

(2) 社会保険の加入と保険料

1人でも従業員のいる法人は、社会保険（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金）に加入する義務があり、各保険料の会社分を負担する必要があります。

II 農業法人の種類と特徴

農業法人とは農業界で使う呼称で、大きく分けて、①会社法人 ②農事組合法人の2つに分類されます。

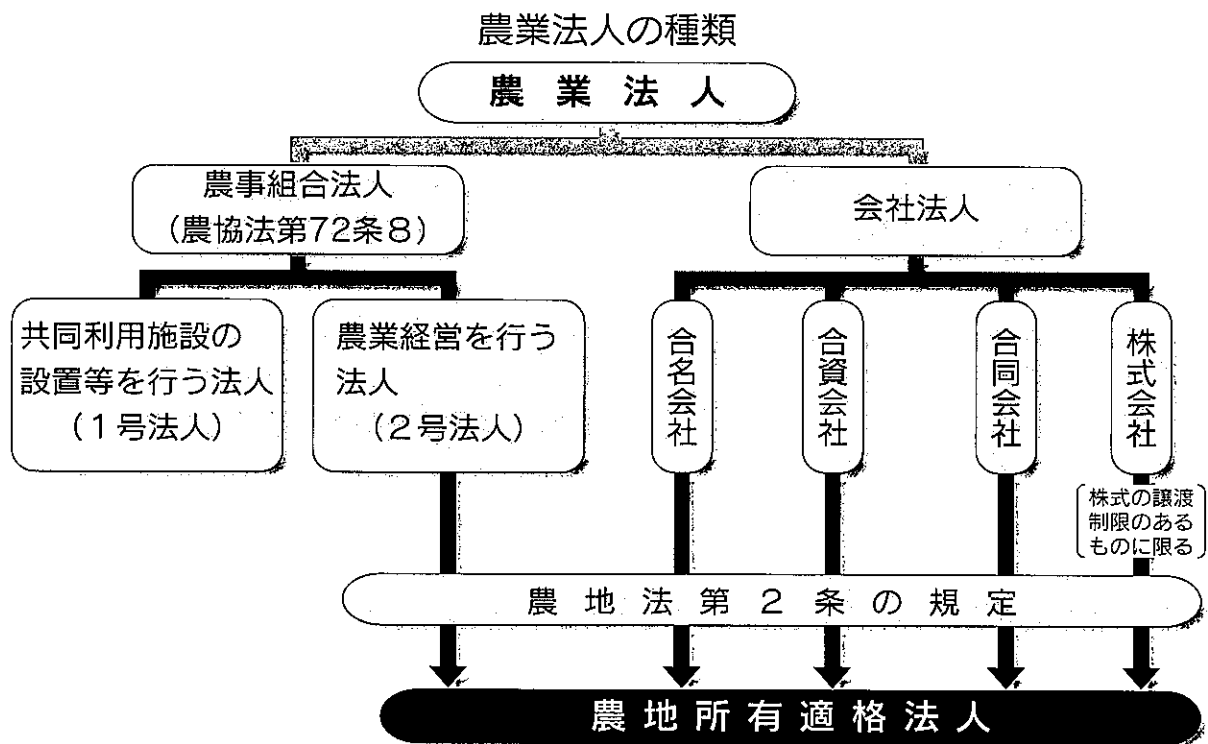
①会社法人

営利を目的としている法人であり、会社法で規定されている「株式会社」、「合名会社」、「合資会社」、「合同会社」があります。

②農事組合法人

組合員の共同の利益を増進することを目的としている法人です。農業協同組合法で規定されており、共同利用施設の設置・農作業の共同化を行う「1号法人」、農業経営を行う「2号法人」があります。

また、農地の権利を取得（買入または貸借）して農業を営み、農地法の要件を満たす農業法人を「農地所有適格法人」といいます。農地所有適格法人は、株式会社や農事組合法人などと同列にあるわけではなく、株式会社や農事組合法人などが農地法の要件を満たした場合に農地所有適格法人になるということです。



Ⅲ 会社法人と農事組合法人の特徴

1. 会社法人

株式会社、合同会社、合名会社、合資会社の4形態の法人となります。

ア 株式会社

資本を多く集めることができるように株式を発行する会社です。株式を限定した有限責任であり、この株式の譲渡は原則自由です。

また、株主が1人以上いれば法人を設立することができ、出資1株の金額が均一であれば、金額に制限はありません。

イ 合同会社 (LLC: Limited Liability Company)

組織の設計や利益配分は自由に定款で定められ、構成員(社員)はすべて有限責任しか負いません。

取締役、取締役会、監査役などを設置する必要はなく、代表者としては「代表社員」を置くことができますが、それ以外は業務執行をする社員全員が各自で会社を代表することになります。

ウ 合名会社

経営に対し、個人財産も含めた無限の責任を負う無限責任社員だけで構成される会社で、設立発起人は2人以上です。出資の方法は、現金、現物、労務、信用があ

り、随時分割出資も可能です。資本金の制限はありませんが、社員全員が無限の責任を負うため、家族などの少人数で設立される場合がほとんどで、人的結合の強い会社です。

エ 合資会社

無限責任社員と有限責任社員から構成され、設立発起人は2人以上で、最低資本金規制がありません。無限責任社員は合名会社と同じですが、出資をより広範囲から集めやすくするために、会社の運営に参加しない有限責任社員を1人以上置くことが必要です。

2. 農事組合法人

農協法上位置付けられている法人で、農業生産面での協業の推進により、組合員の共同の利益を増進することが大きな目的です。

農事組合法人は、さらに事業形態によって、共同利用施設の設置（※）・農作業の共同化を行う「1号法人」、法人自らが農業経営を行う「2号法人」に分けられます。

1つの法人が、1・2号両方の事業を行うこともできます。2号法人は、それ自体が経営活動を行う点で農業者と同じ1つの農業経営体です。

※当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含みます。

また、農事組合法人は、以下の要件を満たす必要があります。

ア 構成員要件

共同の利益増進を目的とするため、構成員（組合員）は①農協法上の農民、②農協、農協連合会、③農地所有適格法人に現物出資した農地中間管理機構などが3人以上必要です。農民には、農業経営者（世帯主）だけでなく、後継者などの農業従事者も含まれるため、1つの家族で設立することも可能です。

2号法人の場合、①の組合員が加入後農民でなくなった「みなし組合員」は、組合員総数の3分の1以下でなければなりません。

なお、雇用者を含む常時従事者のうち、組合員・世帯員以外の者の割合は3分の2まで認められています。

イ 事業要件

①農業に係る共同利用施設の設置、農作業の共同化に関する事業、②農業経営（農業と併せて行う林業を含む）、③農業の関連事業が行えます。

なお、②と③の事業は後述する農地所有適格法人の事業要件と同じです。

ウ 役員要件

役員は理事を1人以上置くこととし、監事は、定款の定めるところにより、置くことができます。理事は組合員でなければならず、員外理事は認められていません。

IV 農地所有適格法人

1. 農地所有適格法人の要件

(1) 農地法の規定

「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項で規定されている法人で、農地を取得（買入れ又は貸借）して農業経営をできる法人のことを指します。要件については、（ア）法人の組織形態要件、（イ）事業の限定要件、（ウ）構成員の要件、（エ）経営責任者に関する要件の4つを満たさなければなりません。要件が満たされていないと農地の取得は許可ならず、また、農地の取得後も要件を満たすことが必要です。

ア 法人の組織形態要件

農地所有適格法人の法人形態は、株式会社（定款に株式の譲渡について取締役会または株主総会の承認を要する旨の定めがある）、合同会社（LLC）、合名会社、合資会社、農事組合法人のいずれかです。

なお、株式会社の場合、株主が取締役会または株主総会の承認を得ずに勝手に株式を譲渡しても、会社に対して効力はありません。

イ 事業の限定要件

農地所有適格法人は、主たる事業が農業であることが必要です。

この場合の「農業」には、その行う農業に関連する事業であって、農畜産物を原材料として使用する製造又は加工等の事業、農業と併せ行う林業等の事業が含まれます。

農業と関連事業が売上高で過半であれば、その他の事業を行うことができ、事業の多角化による経営の安定発展や周年雇用による労働力の安定的な確保を図ることが可能になります。



※農事組合法人の場合、農協法に基づく制限があります。

ウ 議決権要件（構成員の資格要件）

農地所有適格法人の構成員（株主、社員、組員）には、誰でもなることができます。但し、株式会社や持分会社においては、総議決権又は総社員の過半は、農業関係者（①～⑥）が占める必要があります。つまり、農業関係者以外の構成員が保有できる議決権の限度は、総議決権の1/2未満です。

なお、農事組合法人においては、農協法による一定の制限があります。

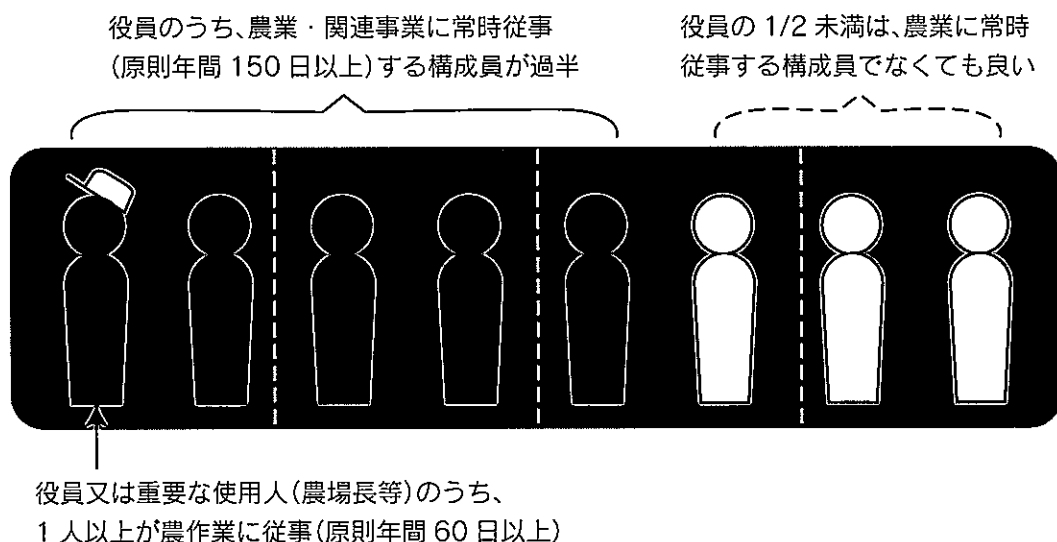
- ①農地又は採草放牧地の所有権を移転するか、又は賃借権等の使用収益権を設定・移転することにより当該法人に農地又は採草放牧地を提供した個人
- ②その法人の農業や関連事業に常時従事する者（原則年間150日以上）
- ③その法人に農用地等を現物出資した農地中間管理機構
- ④地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ⑤その法人に農作業を委託している個人（3年以上の契約）
- ⑥農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じ、その法人に農地を貸し付けている個人

エ 経営責任者（役員）に関する要件

農地所有適格法人の経営責任者（株式会社にあつては取締役、持ち株会社にあつては業務を執行する社員、農事組合法人にあつては理事）の要件は、

- ①経営責任者の過半が法人の農業や関連事業に常時従事する構成員であること、
- ②経営責任者又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること。

例) 経営責任者(役員)の構成イメージ



※ この場合の「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷きわらの取りかえ等耕作又は養畜に直接必要な作業です。

したがって、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等は農作業に含まれません。

2. 農地所有適格法人の要件適合性の確保のための措置

農地所有適格法人の要件は、農地の権利を取得した後も満たされていることが必要です。要件を満たさなくなれば、最終的に農地が国に買収されることとなります。

要件適合状況の把握と指導のため、次のような措置が設けられています。

(1) 農業委員会への報告

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられています。

今後、新たに農地の権利を取得する法人だけでなく、農地を所有したり借りたりしている全ての農地所有適格法人が、この報告を行う必要があります。

(2) 農業委員会の勧告及びあっせん

農業委員会は、農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、その法人に対し、必要な措置をとるように勧告します。

この場合、法人から農地の所有権の譲り渡しをしたい旨の申し出があったときは、農業委員会はあっせんに努めることとなっています。

V 法人の農業参入

1. 法人の農業参入形態

法人が農業に参入する場合、次のとおり①農地所有適格法人、②一般法人の2つの形態があります。

農産物生産	農地の利用	農地利用の形態	参入形態
生産する	利用する	所有	農地所有適格法人のみ
		賃借	
生産しない	利用しない	(野菜工場、畜産)	農地所有適格法人 あるいは 一般法人
		(作業受託)	

2. 一般法人の参入

会社法人やNPO法人などが次のような要件を満たせば、「一般法人」であっても、農業に参入することができます。

- ①農地のすべてを効率的に利用すること。
- ②農地取得後の農地面積の合計が原則50a(※)以上であること。
※この面積については、地域の実情に応じて市町村の農業委員会が引き下げることが可能。
- ③周辺の農地利用に支障がないこと。
- ④農地を取得後、適正に利用していない場合に使用貸借権又は賃借権を解除する旨の条件(解除条件)が書面による契約に付されていること。
- ⑤権利を取得しようとする法人が地域の他の農業者と適切な役割分担の下に継続的に農業を行うこと。
- ⑥業務執行役員又は重要な使用人のうち1人以上が、農業に常時従事すること。

3. 農地所有適格法人と一般法人の比較

	農地所有適格法人	一般法人
取得できる権利	所有権、地上権、使用貸借権、賃借権など	使用貸借権、賃借権
法人形態要件	株式会社(公開会社でないものに限る)、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人	制限なし
事業要件	主たる事業が農業(関連事業を含む)であること(農業の売上高が過半)	制限なし
議決権要件	農業関係者が総議決権の過半を占めること	制限なし
役員要件	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の過半が、農業(関連事業を含む)に常時従事する構成員であること ・役員または重要な使用人の1人以上が、農作業に従事すること 	業務執行役員又は重要な使用人のうち1人以上が、農業に常時従事すること
農地利用に関する基本的な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農地のすべてを効率的に利用すること ・農地取得後の農地面積の合計が原則50a以上であること ・周辺の農地利用に支障がないこと 	
その他の要件	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を取得後、適正に利用していない場合に使用貸借権又は賃借権を解除する旨の条件が書面による契約に付されていること ・権利を取得しようとする法人が地域の他の農業者と適切な役割分担の下に継続的に農業を行うこと

VI 設立に当たっての経営者の心構え

法人化に当たってなにより大事な点は、ただ法人を設立するのではなくて、経営者としての心構えにあるといえます。

1. 農業は事業

農業は、家業としての生業（なりわい）ではなく事業です。利潤と営利を目的に、一定の計画に基づいて運営される経済活動です。これは、個人経営の場合でも同じことが言えますが、法人であればなおさらです。

法人の経営者は会社（組合）を存続させ、毎月の給料を支払って従業員の生活を保障する責任があります。

2. 視野の広いプロをめざす

それでは、経営者としての心構えとは何でしょう。それは、農業を事業として経営するプロフェッショナルであるということです。

プロであるからには、経営を計数で把握できる財務管理能力、膨大な情報から自己の経営に役立つものを選び出す情報収集能力、法人を代表して自分の考えや意見をきちんと伝えることができる表現力、生産技術や消費者ニーズなど経営を取り巻く時代の流れを正確につかむための努力と、先見を捉えて経営に活かす意識改革、いざというときの決断力と実行力などが求められます。

農作業や経営管理の一部だけに目をとられることのない、視野の広いプロを目指しましょう。

3. 経営は複式帳簿が原点

農家が法人化する場合、何より大事なのは貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を理解する能力です。経営規模を拡大するにも、機械設備を買うにも法人の財務状態をにらんだ経営展開が必要になります。資金繰りがつかなければ、即倒産につながります。経営者が法人の財務状態を把握することは絶対に必要です。

そこで、経営者（仲間）や家族のうち、最低1人は複式簿記をマスターしてください。

4. 情報と意識改革

経営者として、常に意識改革に欠かせないのが、自己研さんと情報収集能力です。

また、農産物を生産するだけの生産者から、加工・販売といったより高い利潤を求める法人の経営者になるからには、勝ち残るための情報収集にお金をかけることが必要です。



群馬県担い手育成総合支援協議会
発行 平成31年3月